

このたびは、心あたたまる義援金をお寄せいただきまして誠にありがとうございました。

日本赤十字社ではお預かりしました義援金を、あなた様のお気持ちとともに被災された方々にお届けし、一日も早い立直りのために役立てていただくようにいたします。

今後とも、赤十字の人的諸活動に一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

日本赤十字社埼玉県支部長

郵便はがき



3 3 1 0 8 1 4

さいたま市北区東大成町2-727-2  
一栄測量設計株式会社内

一般社団法人

さいたま市測量設計業協会

様

受領証 No. 2333

この度は、平成28年熊本地震災害 義援金として

金 100,000 円を確かにお預りしました。

平成 28 年 7 月 1 日

さいたま市浦和区岸町3-17-1  
日本赤十字社埼玉県支部

支部長 上田清



(注) この受領証記載の金額は、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第3項第1号並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄付金に該当します。